

公益認定等委員会 だより

第24号 平成25年11月1日発行

公益認定等委員会 発行

◆移行期間は(11月30日)までです！

移行期間終了まで1か月を切りました。10月末時点で、新制度への移行を希望する特例民法法人のうち、約97%が申請済みです。移行を希望する法人の皆様は、今月中の申請をお願いします。(関連記事2, 3及び8ページ)

目次

P2・・・

移行期間満了特集
「申請・解散について」

P4・・・

公益法人の各機関の
役割と責任

P7・・・

公益認定等委員会委員の
法人訪問
「(第2回)公益財団法人
長崎平和推進協会」

P8・・・

申請サポートに
関する情報・その他
お知らせ



※詳しくはp7をご覧ください

長崎市民の悲願である核兵器の根絶と世界恒久平和の実現という究極の理念を達成するため活動しています。

公益法人の活動紹介
29

<https://www.koeki-info.go.jp/>

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページをご覧ください



内閣府

内閣府への申請状況 (平成25年10月31日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2,304	72	2,076	156
移行認可	2,344	157	2,095	92
新規認定	247	51	155	41
合計	4,895	280	4,326	289

- 移行認定：特例民法法人から公益法人への移行
- 移行認可：特例民法法人から一般法人への移行
- 新規認定：新たに設立した一般法人から公益法人への移行

■申請を考えている特例民法法人の皆様へ

今月内（11月末まで）に移行の申請をしないと 解散扱いになります

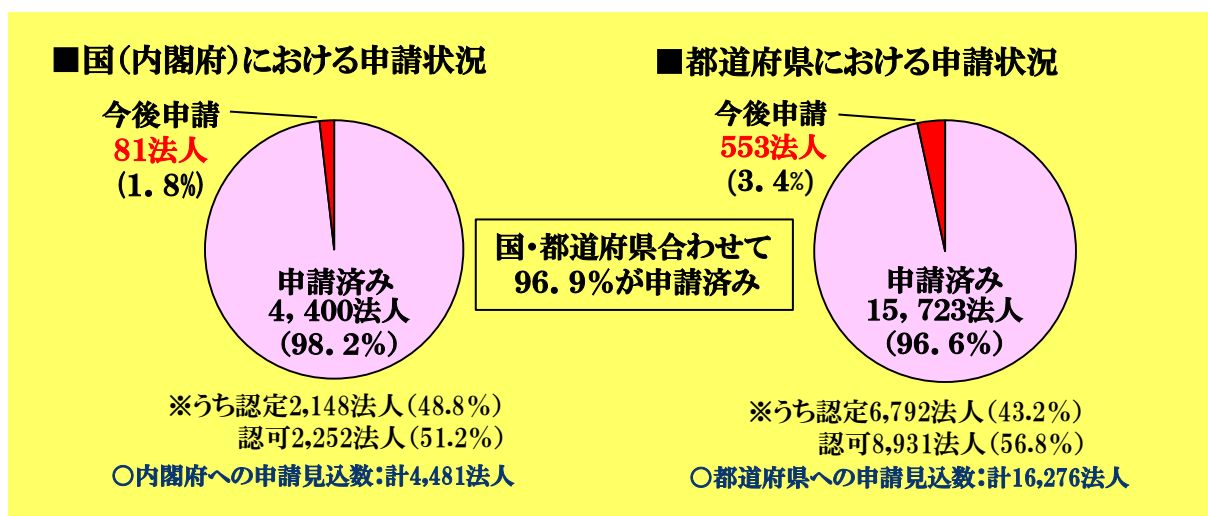
従来の旧民法によって設立された公益法人（特例民法法人）は、移行期間内に公益法人又は一般法人への移行の申請をしないと、法律上解散したものとみなされます。

これから申請予定の法人におかれては、以下の注意点をよく読み、遺漏のないよう申請をお願いします。

① 迅速な申請を!～既に97%の法人が申請済みです。

10月末時点で、新制度への移行を希望する特例民法法人20,757法人のうち、国には98.2%、都道府県には96.6%が申請済みで、今後申請予定の法人は国では81法人、都道府県では553法人です。

既に大多数の法人の皆様は申請し、移行済み又は行政庁にて審査中です。速やかに新制度の下で活動するためにも、迅速な申請をお願いいたします。



② 申請書は11月末までに行政庁に到達していなければなりません。

申請は、法律上、行政庁に到達した日に成立します（到達主義）。

申請書は、移行期間内に行政庁に必着で提出をお願いいたします。

●電子申請の方 → まずはIDとパスワードを取得することが第一歩です。取得していない場合は、早急に以下のホームページから電子申請の申込手续を行ってください。
[公益法人information>申請を行う法人向け>電子申請のお申込手続](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_shinsei/menu.do?gamen_id=AP_D010101)
(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_shinsei/menu.do?gamen_id=AP_D010101)
※移行期限が近づくと申請が集中し、システムに多大な負荷がかかることが予想されますので、**余裕を持った申請**に御協力をお願いいたします。

●紙申請の方 → 郵送される場合は、**11月30日までに必着**となりますので御注意ください。郵送される場合も持参される場合も、申請先の行政庁に**事前に連絡をする**ことをお勧めします。

③ 不明点があれば、まずは主務官庁に御連絡を!

移行申請は11月末までです。意図せずにみなし解散となることなどのないよう、主務官庁や申請先の行政庁と連絡を取り合い、遺漏のないよう申請をお願いいたします。

●お困りなら、電話相談ダイヤルへ!!

内閣府では、専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

(相談専用ダイヤル) 03-5403-9669

(時間) 平日10時~16時45分

※電話が混み合う場合があります。



■解散を考えている特例民法法人の皆様へ

移行期間の満了を機に解散を考えている特例民法法人の皆様におかれては、以下について御留意いただくようお願いいたします。

- 移行期間満了に伴うみなし解散は、法人としての解散の機関決定等を経ずに解散となることから、解散に至る手続に瑕疵がなかったかどうか、事後に法人の関係者等から問われる可能性があります。



解散を考えている特例民法法人の皆様は、できる限り自主解散の手続をとっていただくようお願いいたします。(社団においては社員総会で自主解散を決議する、財団においては寄附行為を変更し存続期間を定めるなど)

- 特例民法法人は、解散すると清算法人となり、登記の上、その旨を主務官庁に届け出る必要があります。また、理事等が清算人に就任し清算を行い、清算が終了したら、その旨を主務官庁に届け出る必要があります。



これまで公益目的で形成された財産が引き続き公益のために使われるよう、解散後は適切に清算を行い、主務官庁への清算終了の届出まで必ず行うようお願いいたします。

- 解散や清算の過程において主務官庁の許可等が必要となる場合があります。



解散する前から主務官庁とよく連絡を取るようお願いいたします。

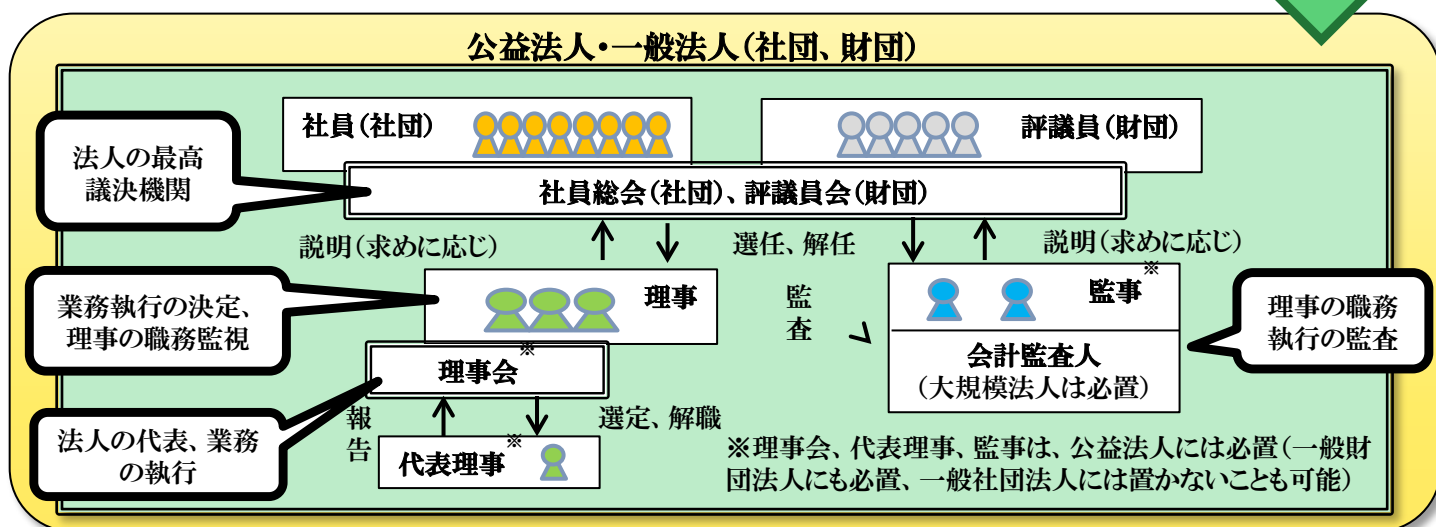
公益法人 各機関の役割と責任について

公益法人は税制優遇を受けて活動する法人であり、国民の信頼なくしては成り立ちません。各法人が自律的に運営していくことができるよう、公益法人三法では、公益法人を含む一般法人の各機関の役割や責任を明記しています。このため①法律に定める役割を適切に果たさない役員等は、責任追及の対象となりますし、②公益法人の場合、運営が是正されなければ、公益認定の取消しを受ける可能性もあります。

ここでは、事例を交えて各機関の責任などについて御紹介します。各法人においては、役員等が自らの役割と責任について自覚を持って、ガバナンスの改善確保を図っていただきますようお願いいたします。

詳しい説明は、公益法人informationサイトを掲載していますので、ぜひ御覧ください。
(公益法人information>内閣府からの重要なお知らせ>「公益法人の各機関の役割と責任」)

■公益法人三法の定める法人の各機関の役割と責任



■公益法人のガバナンスにおける留意事項

◆国民の信頼あつての公益法人

公益法人についての、ガバナンスに関するルールは主に一般法人法に定められています。しかし、公益法人は税制優遇を受けて活動する法人であり、国民の信頼なくしては成り立ちません。このことについて、役員等の関係者が自覚を持っていただくことが重要です。

◆公益目的事業と公益法人の財産

公益目的事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものでなければなりません。また、公益法人の財産は、役員や職員の私産・私物ではなく、税制優遇を受けて形成された、いわば国民から託された財産です。

◆理事・監事には、管理者としての注意義務や責任がある

理事や監事は、報酬の有無にかかわらず、公益法人に対する国民の信頼が確保されるよう、事業や財産の管理を適切に行う必要があります。これは法律上の義務でもあり、これを怠ったことにより法人に損害が発生した場合には、損害賠償などの責任を問われることになります。

◆義務違反には、認定取消しもあり得る

公益法人は、公益認定法の認定基準に適合するだけでなく、一般法人法の定めるガバナンスに関するルールに基づき、法人の各機関がそれぞれの役割を果たす必要があります。仮に、理事・監事・評議員等が法律に定める職務を怠り、法令に違反しているような場合には、公益認定法に基づく勧告、命令、最悪の場合は認定取消しの対象となることがあります。御注意ください。

事例1:横領事件発生！ 役員の注意義務と賠償責任

※ 特定の事案を指すものではありません。

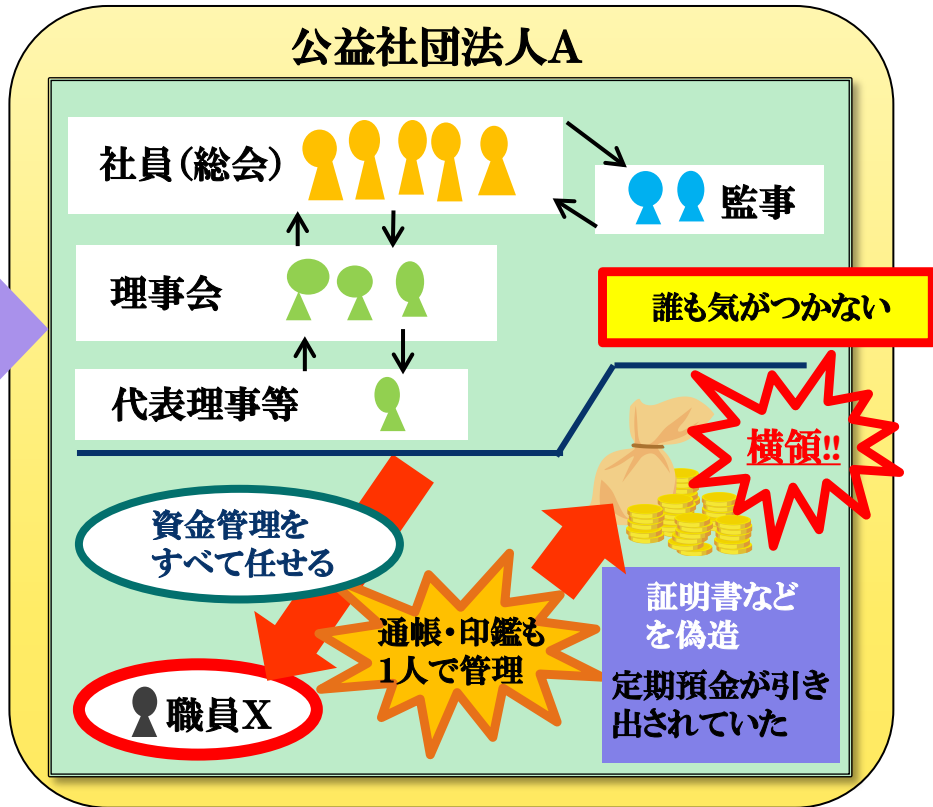


公益社団法人Aでは、日頃から資金の管理を職員Xに任せ切りにしていたが、ある時から同職員が出勤しなくなり、そのまま行方不明になってしまった。

～事案の概要～

預金残高を確認したところ、法人の事業のために積み立てていた数千万円に及ぶ定期預金引き出されていた。

職員Xは預金通帳も印鑑も一人で管理し、さらには残高証明書も偽造して、10年近くにわたって横領を繰り返していた。この間、代表理事や業務執行理事、理事会、さらには監事も、これを見抜くことができなかった。



《各機関の責任等》

代表理事等の責任

代表理事や業務執行理事は、法人の業務執行の責任者として、適切な財産管理のために必要な(通常の管理者であれば当然払うことが期待される)注意義務を怠っていたと言わざるを得ません。

理事会の責任

理事会は、法人の重要な業務執行を決定し、理事長らの職務を監視する役割を担っています。理事会としても、適切な財産管理のための体制を構築するための責任を果たす必要があります。

監事の責任

監事は、理事の職務執行の監査や、計算書類の監査を行う立場にあります。十分な注意を払って法人財産管理状況のチェックを行い、必要な指摘をしなかった責任は、監事としても免れません。

評議員会の責任

社員は、法人の構成員です。会費などで形成された多額の資産が横領被害にあえば、当然、横領行為を行った職員だけでなく、理事長、専務理事、その他の理事、監事の上記の責任を追及することになります。これには法人に生じた損害の賠償責任を含みます。社員は、法人に代わって、いわゆる「代表訴訟」による責任追及も可能です。

法人の事業活動について税制優遇を受けている公益法人においては、「盗られてしまったものは仕方ない」では済まされません。

このような不祥事案における責任の所在の明確化は、社会的存在としての公益法人にとって避けることはできません。もし運営の是正がなされないとすれば、公益法人としての適格性にも疑問が生じます。

事例2:相次ぐ不祥事… 各機関の対応は？

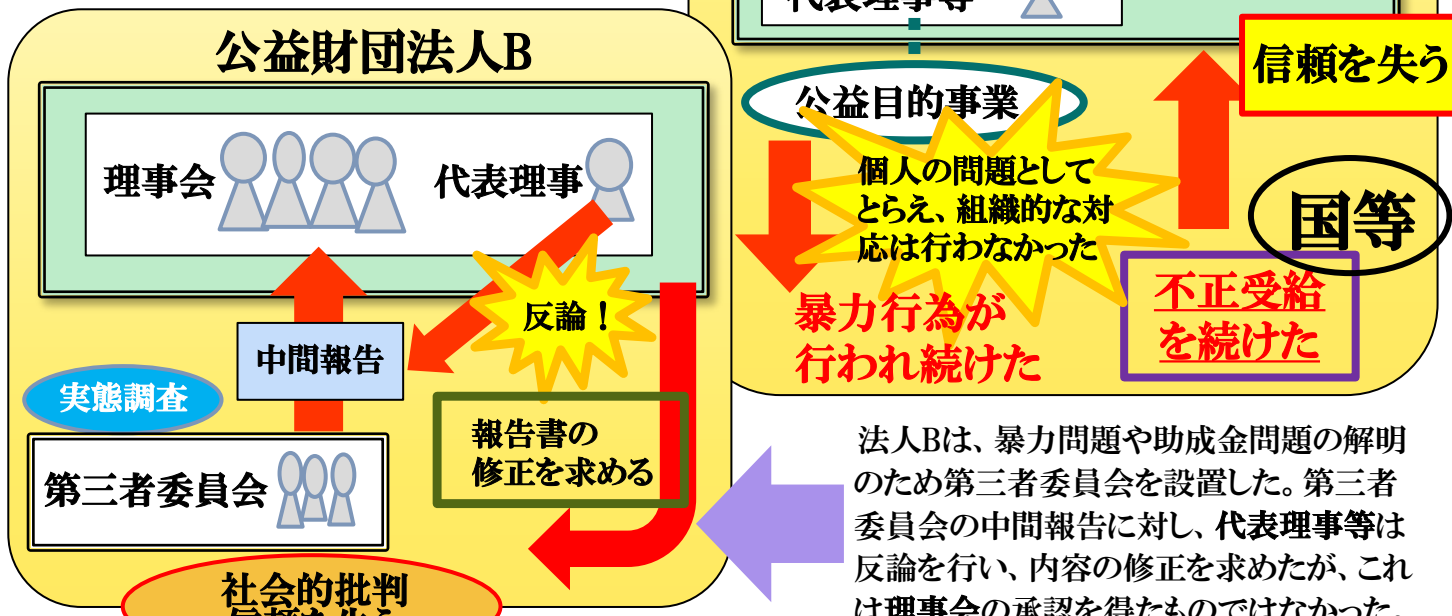
※ 特定の事案を指すものではありません。



公益財団法人Bでは、公益目的事業における暴力行為の発生、国等からの助成金の不正受給といった不祥事が次々と発覚した。

～事案の概要～

これに対し、法人の代表理事や業務執行理事は、暴力問題を加害者と被害者の間の問題と限定的にとらえ、助成金問題についても直接の受給者である法人関係者個人の問題だとして、公益法人としての事業遂行に関する重要な問題としてとらえることができず、組織的な対応を行おうとしなかった。



法人Bは、暴力問題や助成金問題の解明のため第三者委員会を設置した。第三者委員会の中間報告に対し、代表理事等は反論を行い、内容の修正を求めたが、これは理事会の承認を得たものではなかった。

不祥事自体に加え、代表理事等のこのような対応がさらに社会的批判を招き、公益法人Bに対する信頼は大きく損なわれた。

《 各機関の責任等 》

代表理事等の責任

代表理事や業務執行理事は、暴力問題や助成金問題への不適切な対応、第三者委員会に対する不適切な反論など、法人の業務執行機関として忠実に職務を執行する義務に違反していると言わざるを得ません。

理事会の責任

理事会は、執行部の職務を監視し、代表理事等を解職する権限を持っていますが、不適切な執行部の対応を是正する責務を果たしませんでした。

監事の責任

監事は、理事の職務執行の監査の権限や、これに伴う調査権限や報告義務等を有していますが、執行部の不適切な対応を指摘し是正を求めるなどの責務を果たしていません。

評議員会の責任

評議員会は、理事・監事の選任・解任の権限をもつなど、法人のガバナンス確保のための最高の責任を負っています。上記のような執行部、理事、監事について、それぞれの責任を問うための行動をとらないとすれば、評議員会としての責任を果たしたとは言えません。

一連の不祥事について、執行部だけでなく、理事、監事、評議員のいずれもその責務を果たしておらず、職務上の義務違反又は職務を怠っていた疑いがあり、責任の追及を受けてもやむを得ないでしょう。

法人訪問を実施
しています！

公益認定等委員会委員が訪問しました

25年度(第2回) 公益財団法人長崎平和推進協会



本年9月3日に長崎県で開催された公益法人担当九州沖縄ブロック会議に際し、翌9月4日に公益認定等委員会の恵委員が同県で認定された公益法人を訪問しました。その模様を御紹介します。



■公益財団法人 長崎平和推進協会

市民参加による平和推進のための施策を効果的に推進し、長崎市民の悲願である核兵器の根絶と世界恒久平和の実現という究極の理念を達成するために、昭和59年4月1日に財団法人として設立された法人です。

設立以来、被爆体験講話などの様々な平和推進事業を展開し、公の信頼の下、引き続き活動を継続したいとの強い信念をもって、2年間ほどの準備期間を経て平成23年4月1日に公益財団法人に移行しました。



(公財)長崎平和推進協会は、【1】平和推進事業(発刊事業、啓発事業、調査研究、育成事業)、【2】原爆資料館運営事業、【3】原爆資料館図書資料収集整理事業、【4】国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業という4つの公益目的事業を行っています。

移行申請にあたっては、別表の各号に「平和」という項目が無かったため、どの項目で読み込むかという点に悩み、長崎県の担当者との打合せを経て平和の「文化の振興(2号)」に整理されたそうです。また、実際に公益法人に移行して感じることで、法律に基づいて「自律」して活動しなければいけないという意識が非常に高まったとのことが発言が事務局長からありました。

今回の訪問では、原爆資料館と平和祈念館を視察しました。

両施設は、「資料館で事実を知ってもらい、祈念館で追悼し平和を祈ってもらいたい」との大きな一連のテーマをもって運営しているとの御説明が祈念館館長からありました。

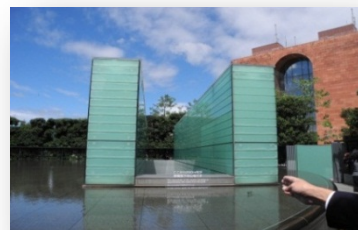


祈念館の屋上には原爆死没者の方々が求めた「水」を湛える水盆が設置されており、祈念館の中にも随所に水のオブジェが配され、常に水の音と動きのある光が印象的でした。

資料館では、一般の来館者に熱心に語られる「平和案内人」の姿がありました。

公益目的事業である平和推進事業の一環で育成された平和案内人は、訪問時135人が登録されているとのことでした。

資料館・祈念館ともに、デジタル・アーカイブによる多角的な時間・空間的表現の充実した資料があり、かつ個人情報に配慮した貴重な証言資料などにもふれることができ、人が言葉と想いで語るアナログ手法も駆使され、老若男女を問わず伝えられる効果に感銘を受けました。



(公財)長崎平和推進協会では、上記の公益目的事業に注力するとともに、ステークスホルダーに対する説明責任も積極的に果たされている姿勢が非常に印象的でした。例えば、数字だけでは、今一つイメージの掴みにくい事業と予算内容をビジュアル化し、パンフレットで解説公開されています。

被爆地長崎ならではの末永く広く世界に平和を発信する使命と意志“Peace Wing Nagasaki”をしっかりと理解できました。展示のコンセプトを実現する栗生明デザインの配慮された空間・建築と法人の目的とが一体となり、ストーリーのある荘厳な鎮魂と平和への祈りの体験をいたしました。

申請サポートについて

法人による移行申請等を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。
これから申請を予定されている法人におかれては、以下のサポートを活用して、早期の申請をお願いします。各サポートの予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

○申請準備が大詰めを迎えている法人はこちら

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。次回は、11月22日(金)に東京で開催します(申込〆切11月13日(水))。

<窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※12月の窓口相談は、11月7日(木)まで募集中です。

○まだ聞きたい点が多くある法人はこちら

<基礎的研修会の開催>(要事前申込)

移行・公益認定申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。次回は11月7日(木)に開催します。

(電話)03-5403-9558 又は9548

(FAX)03-5403-0231

(メール)akio.nishimori@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(☎) 03-5403-9669

(時間) 平日10時～16時45分

○その他のサポート

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

■公益法人インフォメーションで活動を紹介する法人を募集中■

本誌でお知らせしていました「公益法人information」における公益法人の活動を紹介するページに、掲載する法人の募集を開始しています。活動を多くの方に知ってもらうチャンスですので、奮って御応募ください！応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

[公益法人information>公益法人の活動紹介>「活動紹介を希望する法人を募集しています！」](#)

(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/katudou/images/bosyu.pdf)

■本件問合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

(電話)03-5403-9533

e-mail:koueki-info@cao.go.jp